

2011年度 サッカー競技における競技規則の適用等について

石川県シニアサッカー連盟

1 石川県シニアサッカー連盟が主催・主管する主な競技会

(1)本書を適用する競技会

- ①石川県シニアサッカーリーグ（O-35、O-45、O-55）
- ②石川県シニアサッカー選手権大会

(2)それぞれの大会要項のみ適用となる競技会

- ①シニアサッカーフェスティバル
 - ②高校OBサッカー交流会
 - ③シニアフットサル交流フェスティバル
 - ④石川県民体育大会
 - ⑤石川県民スポーツ・レクリエーション祭
 - ⑥ゆーりんピック
- 等

2 競技規則適用の特例

(1)石川県シニアサッカーリーグ（O-55）

ショルダーチャージ、スライディングタックルも反則とし、反則を犯した場合は、直接フリーキックで試合を再開する。（守備者側が自陣ペナルティエリア内で反則した場合は、ペナルティキックとなる。）

(2) 1-(2)の競技会は、それぞれの大会要項による。

3 懲罰（累積警告・退場）

(1)累積警告

大会期間中、警告を2回受けた選手は、当該競技会の次の1試合に出場できない。

ただし、当該大会での通算2回の警告による出場停止処分は、当該競技会期間中での処分が不可能な場合であっても、以降の他大会に持ち越されず消滅する。

【例示】

- ① シニアサッカーリーグにおける警告の累積は、O-35、O-45、O-55それぞれのリーグの中でカウントし、出場停止処分は、それぞれのリーグの中で消化する。
- ② 同一選手が、それぞれのリーグ、シニアサッカー選手権を通して、累積警告による出場停止処分が2回目となった場合、出場停止処分は2試合とし、その後の選手の処分は石川県サッカー協会の規律・フェアプレー委員会で決定する。（それまでの間、どの試合にも出場できない。）

(2)退場

退場を命じられた選手は、次の1試合に出場することはできない。その後の処置については、石川県シニアサッカー連盟規律・フェアプレー部会で決定する。（それまでの間、どの試合にも出場できない。）

また、退場処分を受けた場合、次の試合の出場停止処分は、以降の他の大会に持ち越されるものとする。(石川県、北信越、全国大会、また年度を問わない。)

【例示】(1 試合出場停止処分の場合であり、複数試合出場停止処分の場合は、異なる処分がなされる。)

- ① O-4 5 の選手が O-3 5 リーグの試合に出場し、退場を命じられた場合の出場停止となる対象試合は、その選手所属チームの次の O-3 5 の試合とし、O-4 5、シニアサッカー選手権の試合には出場できる。
- ② O-4 5 の選手が O-4 5 リーグの試合に出場し、退場を命じられた場合の出場停止となる対象試合は次の O-4 5 の試合とし、O-3 5、シニアサッカー選手権の試合には出場できる。
- ③ 40～44歳の選手が、シニアサッカー選手権で退場を命じられ、シニアサッカー選手権で消化できない場合の出場停止となる対象試合は、次の O-3 5 の試合とする。
- ④ O-4 5 の選手が、シニアサッカー選手権で退場を命じられ、シニアサッカー選手権で消化できない場合の出場停止となる対象試合は、次の O-4 5 の試合とする。
- ⑤ O-3 5、O-5 5 の選手についても、上記各号と同様の考え方とする。
- ⑥ 選抜チームの選手として出場停止処分を受けた場合は、考え方が異なる。

4 その他

(2) 主審が退場を命じた場合は、重要事項報告書の作成が義務付けられている。

(2) 暴力的な行為等で2試合以上の出場停止処分が見込まれる退場処分があった場合は、石川県シニアサッカー連盟規律・フェアプレー部会の決定が出されるまで、いかなる試合にも出場できない。(処分がチームに及ぶ場合もある。)

【このような事例と思われる場合の処置】

- ②₁ 会場責任者と当該試合の審判は、2試合以上の出場停止処分となるか協議する。
 - ② 会場責任者は、チーム代表者に「石川県シニアサッカー連盟規律・フェアプレー部会の決定が出されるまで、その選手は、いかなる試合にも出場できないおそれがある」旨を伝える。
 - ③ 会場責任者または主審は、当日中にシニアサッカー連盟フェアプレー委員まで、電話で状況を報告する。(このような場合、主審は特に重要事項報告書を詳細に記載すること)
 - ④ 以降、シニアサッカー連盟規律・フェアプレー部会の判断を待ち、決定後、シニアサッカー連盟フェアプレー委員は、当該チームの代表者に伝える。
- (3) 日本協会登録選手が、1-(2)のシニアサッカーフェスティバル等で重大な退場処分があった場合は、1-(1)の競技会にも懲罰が及ぶ場合がある。